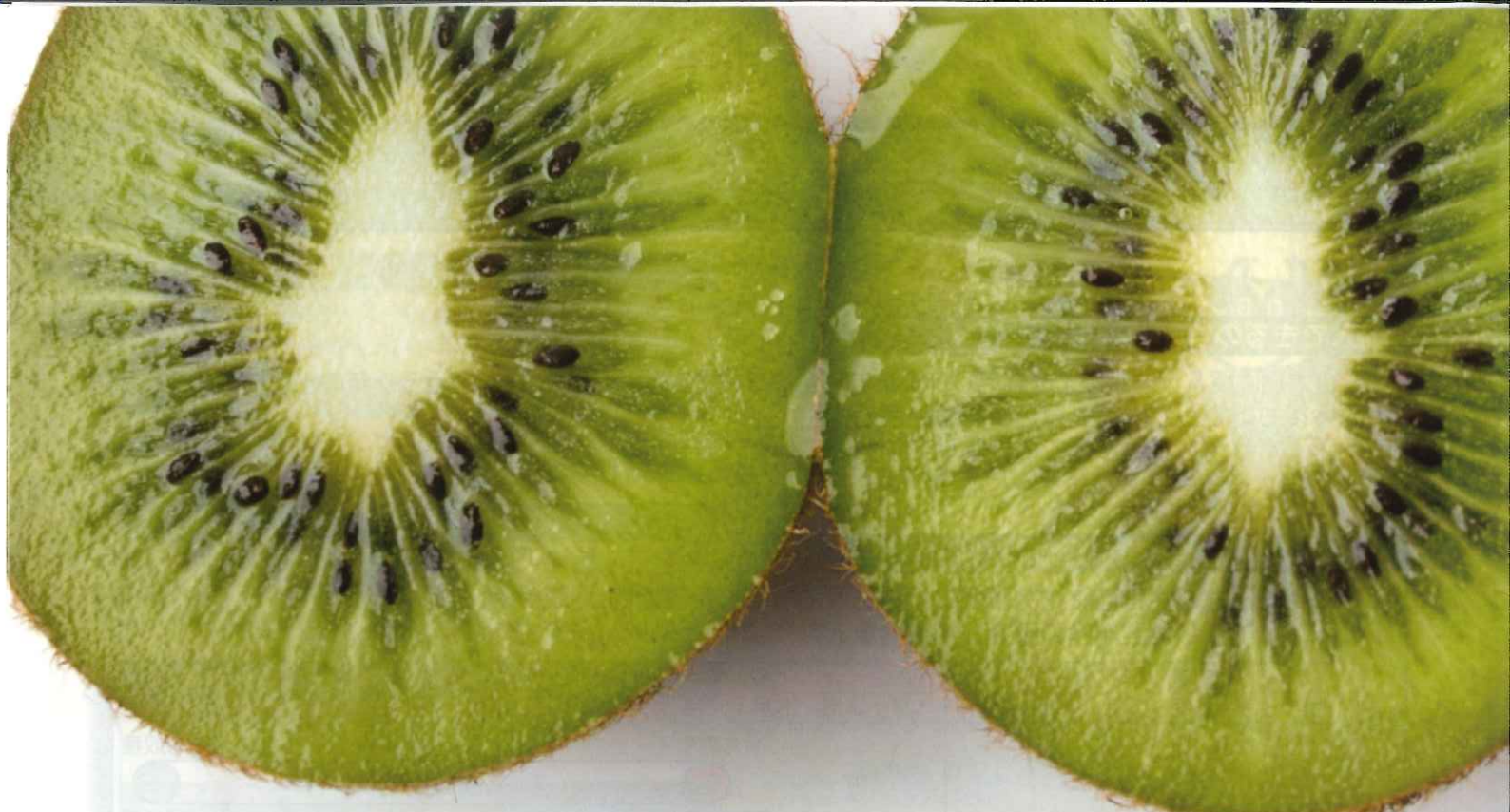




キウイフルーツの共済

果樹共済の特徴は…

- 国の災害対策として、農業災害補償法に基づいて実施しています。
- 保険の仕組みで実施され、掛金の半分以上を国が負担しています。
- 大災害が起きても確実に支払いができるよう国がバックアップしています。
- 掛金、賦課金は、税金の控除対象になります。
- 補償対象は、収穫物(キウイフルーツの果実)になります。樹体、果樹棚等の補償ではありません。
- 加入方式は、災害収入共済方式、または半相殺減収総合一般方式になります。
- 神奈川県では、キウイフルーツ、うんしゅうみかん、なしを実施しています。



安心のネットワーク

NOSAI 神奈川

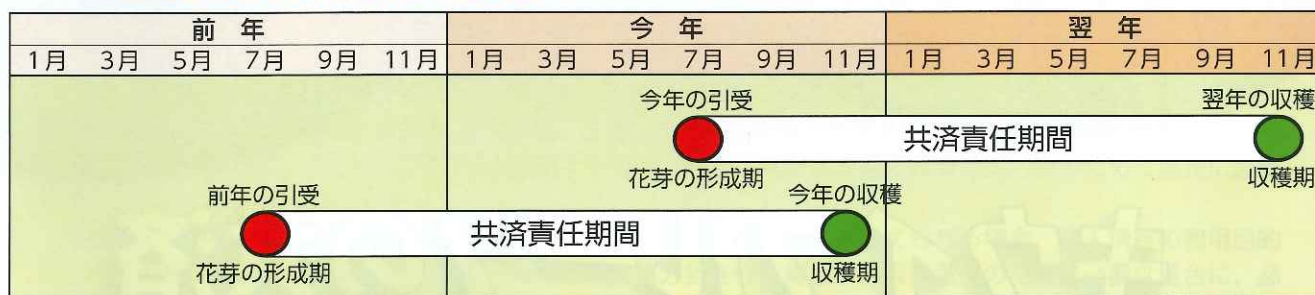
災害収入共済方式

加入できるのは…

- 結果樹面積 5 アール以上を栽培し、おおむね全量を共同出荷（JA 等）し、直近 5 ヶ年の出荷資料が得られ、今後も継続して出荷が見込まれる生産者
- ※栽培している全ての樹園地を加入していただきます。

補償する期間（共済責任期間）は…

- 花芽の形成期から当該花芽に係る果実を収穫するに至る期間
- ※加入した翌年産の果実が補償対象となります。



加入申込期限：5月31日

掛金払込期限：6月30日

対象となる災害（共済事故）は…

- 風水害、ひょう害、凍霜害、寒害、干害、地震、噴火等の自然災害、鳥獣害、病虫害、火災
- ※隔年結果習性に伴う減収、農薬等による薬害、盗難、通常行うべき管理、防除等を怠った場合は、補償（共済金支払）対象となりません。

共済金支払の対象は…

- 対象となる災害により、当年の収穫量が、基準収穫量を下回り、かつ、生産金額（生産者手取り金額）が基準生産金額の8割に達しない場合に共済金支払の対象となります。

基準収穫量、基準生産金額は…

- 基準収穫量、基準生産金額は、生産者ごとの直近 5 ヶ年の出荷実績から中庸 3 ヶ年の 10 アール当たりの平均収穫量、平均生産金額を定め、引受（栽培）面積を乗じて決定

【計算例】	基準年産	10アール当たり収穫量	10アール当たり生産金額
	1ヶ年前	2,100 kg	60 万円
	2ヶ年前	1,600 kg	40 万円
	3ヶ年前	1,700 kg	50 万円
	4ヶ年前	2,400 kg	70 万円
	5ヶ年前	2,200 kg	75 万円
	直近5ヶ年 中庸3ヶ年 の平均	基準収穫量 2,000 kg	基準生産金額 60 万円

共済金額（補償金額）は…

$$\text{共済金額} = \text{基準生産金額} \times \text{付保(補償)割合}$$

災害時に支払いが補償される
最高限度額

4割から8割の範囲で加入者が選択

【計算例】

● 基準生産金額60万円の場合…

	基準生産金額 60万円	
・ 付保割合 8割を選択	共済金額 48万円	足切り分 2割
・ 付保割合 4割を選択	共済金額 24万円 未補償分	足切り分 2割

※付保割合の違いにより、共済金支払の対象は変わりません。
共済金支払の対象となった場合に、共済金の額が変わります。

共済掛金は…

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times 50\% (\text{国庫負担})$$

国が共済掛金の半分を負担

【計算例】

● 掛金率4.7%の場合…

- ・ 付保割合 8割（共済金額 48万円）を選択

$$\text{共済掛金 } 11,280\text{円} = \text{共済金額 } 48\text{万円} \times \text{掛金率 } 4.7\% \times \text{国庫負担 } 50\%$$

- ・ 付保割合 4割（共済金額 24万円）を選択

$$\text{共済掛金 } 5,640\text{円} = \text{共済金額 } 24\text{万円} \times \text{掛金率 } 4.7\% \times \text{国庫負担 } 50\%$$

※掛金率は、過去の被害率に基づき農林水産省で算定されます（3年ごとに改定）。
このほかに事務費賦課金がかかります。

無事戻し金は…

- 過去3か年無事故または被害が僅少の場合、加入者負担共済掛金の2分の1を限度額として「無事戻し金」が支払われます。
ただし、総代会の議決や収支状況によって、減額や実施できない場合があります。

損害評価は…

- 損害評価は、加入者（農家）の被害申告に基づき、樹園地の現地調査を行います。
被害発生時に見回り調査等により被害発生状況を把握し、収穫期の調査により見込収穫量の算定を行います。
- 損害評価の結果、共同出荷先より出荷資料の提供を受け、共済金の算定を行います。
- ※被害が発生した場合は、必ず組合まで連絡をお願いします。
被害状況の確認ができなかったり、収穫後の被害申告では、現地調査ができませんので、共済金のお支払いができません。

共済金のお支払いは…

- 被害の発生した樹園地の現地調査を行い、収穫量が、基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合、生産金額に応じて共済金をお支払いします。

$$\text{共済金} = \left(\text{基準生産金額} \times 8割 - \text{生産金額} \right) \times \text{共済金額} \div \left(\text{基準生産金額} \times 8割 \right)$$

【計算例】

- 対象となる災害により、収穫量が、基準収穫量を下回った場合…

	基準生産金額 60万円		
・ 付保割合8割を選択 5割の生産金額の場合	生産金額 30万円	共済金 18万円	足切り分 2割
・ 付保割合8割を選択 3割の生産金額の場合	生産金額 18万円	共済金 30万円	足切り分 2割
・ 付保割合4割を選択 3割の生産金額の場合	生産金額 18万円	共済金 15万円 未補償分	足切り分 2割

- 収穫量が、基準収穫量以上の場合…

- ・ 被害が無い場合、または被害僅少により基準収穫量以上の場合には、生産金額が基準生産金額の8割に達していなくても共済金支払はできません。

※いわゆる豊作貧乏は、共済金支払対象外となります。

かいよう病（Psa3）等の感染により、被害拡大予防のための未感染樹の伐採は、行政の指導に基づき実施された場合に限り、対象となる災害になります。

半相殺減収総合一般方式

加入できるのは…

- 結果樹面積5アール以上を栽培している生産者（出荷資料は不要）
※栽培している全ての樹園地を加入していただきます。

補償する期間（共済責任期間）は…

- 花芽の形成期から当該花芽に係る果実を収穫するに至る期間
※加入した翌年産の果実が補償対象となります。

対象となる災害（共済事故）は…

- 風水害、ひょう害、凍霜害、寒害、干害、地震、噴火等の自然災害、鳥獣害、病虫害、火災
※隔年結果習性に伴う減収、農薬等による薬害、盗難、通常行うべき管理、防除等を怠った場合は、補償（共済金支払）対象となりません。

共済金支払の対象は…

- 対象となる災害により、加入者ごとに果実の減収が基準となる収穫量の3割を超えた場合に共済金支払の対象となります。

共済金額（補償金額）は…

$$\boxed{\text{共済金額}} = \boxed{\text{標準収穫量}} \times \boxed{1 \text{ kg当たり価額}} \times \boxed{\text{付保(補償)割合}}$$

災害時に支払いが補償される最高限度額

品種・樹齢に応じて算定した標準的な収穫量（平年収穫量）

過去一定年間の農家手取り価額を基礎に農林水産省で算定

4割から7割の範囲で加入者が選択

※付保割合の違いにより、共済金支払の対象は変わりません。
共済金支払の対象となった場合に、共済金の額が変わります。

共済掛金は…

$$\boxed{\text{共済掛金}} = \boxed{\text{共済金額}} \times \boxed{\text{掛金率}} \times \boxed{50\%(\text{国庫負担})}$$

国が共済掛金の半分を負担

※掛金率は、過去の被害率に基づき農林水産省で算定されます（3年ごとに改定）。
このほかに事務費賦課金がかかります。

無事戻し金は…

- 過去3か年無事故または被害が僅少の場合、加入者負担共済掛金の2分の1を限度額として「無事戻し金」が支払われます。
ただし、総代会の議決や収支状況によって、減額や実施できない場合があります。

損害評価は…

- 損害評価は、加入者（農家）の被害申告に基づき、樹園地の現地調査を行います。
被害発生時に見回り調査等により被害発生状況を把握し、収穫期の調査により見込収穫量、減収量の算定を行います。
※被害が発生した場合は、必ず組合まで連絡をお願いします。
被害状況の確認ができなかったり、収穫後の被害申告では、現地調査ができませんので、共済金のお支払いができません。

共済金のお支払いは…

- 被害の発生した樹園地の現地調査を行い、加入者ごとに果実の減収が基準となる収穫量の3割を超えた場合に、減収量（損害割合）に応じて共済金をお支払いします。

$$\boxed{\text{共済金}} = \boxed{\text{共済金額}} \times \boxed{\text{支払割合}}$$

損害割合	1%～30%	31%	40%	60%	80%	100%
支払割合	0%	1%	14%	43%	71%	100%



かいよう病（Psa3）等の感染により、被害拡大予防のための未感染樹の伐採は、行政の指導に基づき実施された場合に限り、対象となる災害になります。

金融商品販売法に係る重要事項説明書

●農家の皆様へ

農業共済制度は、農業災害補償法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を計るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (１) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (２) 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (３) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (４) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (５) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

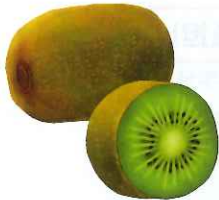
※この重要事項の説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものといたします。

●個人情報の取り扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

こんなときは、**NOSAI** へ連絡をお願いします。



- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採等、樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

お問い合わせは、神奈川県農業共済組合へ

■本 所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2

TEL：0463-94-3211 FAX：0463-92-5830

所管区域

藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町・大和市・海老名市・
座間市・綾瀬市・厚木市・愛川町・清川村・平塚市・
秦野市・大磯町・二宮町・伊勢原市

■東部支所

〒241-0825 横浜市旭区中希望ヶ丘108-16
(山和ビル3階)

TEL：045-392-0038 FAX：045-392-0045

所管区域

横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市・逗子市

■西部支所

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2
(足柄上合同庁舎内 第2別館3階)

TEL：0465-82-0138 FAX：0465-82-8031

所管区域

小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・
松田町・山北町・開成町

■北部支所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1

TEL：042-784-8500 FAX：042-784-6180

所管区域

相模原市